

福岡県福祉サービス第三者評価機関認証実施要領

(目的)

第1条 この要領は、福岡県福祉サービス第三者評価機関認証要綱（以下「認証要綱」という。）に定める要件等をより明確に定めることにより、福祉サービス第三者評価事業の信頼性、透明性を確保することを目的とする。

(法人格)

第2条 「法人格」とは、公益法人、特定非営利活動法人、株式会社等営利法人等をいい、法人の形態は問わない。

(福祉サービス)

第3条 「福祉サービス」とは、次に掲げる各号をいう。

- (1) 社会福祉法に規定された社会福祉事業として提供されるすべての事業（ただし、社会福祉法に規定された「福祉サービス利用援助事業」及び「連絡又は助成を行う事業及びその他の相談を行う事業」は除く）
- (2) 介護保険法で規定された居宅サービス及び施設サービスとして提供されるサービス

(評価機関を構成するもの)

第4条 「評価機関を構成するもの」とは、法人内の役職員をいう。

(評価調査者)

第5条 「配置」とは、常勤、非常勤、登録等の形態をいう。

(組織運営管理業務)

第6条 「組織運営管理業務」について、(別表1)のとおりとする。

(有資格・学識経験)

第7条 「有資格・学識経験」について、(別表1)のとおりとする。

(研修の機会)

第8条 「評価調査者に対して、1年に1回以上の研修機会を確保すること」とは、評価機関に所属している評価調査者に対して、福岡県推進機構が実施する研修以外に、1年に1回以上の研修の実施又は研修参加機会の提供をしていることをいう。

(公開)

第9条 「公開」とは、評価機関の主たる事業所や所在地に書類を据え置き、誰もが閲覧できる状態にすることや、ホームページやパンフレット等を作成し、利用者や事業者にわかりやすく公開することをいう。

(苦情対応体制)

第10条 「苦情解決体制の整備」とは、苦情解決責任者、苦情受付担当者の配置をいう。

(認証の審査)

第11条 「認証委員会において審査」を行う場合には、特別な利害関係にある委員は参加できないものとする。

(不正な行為)

第12条 「不正な行為」とは、次の行為をいう。

- (1) 第三者評価を行った事業者から評価料金とは別に金品を受け取ること
- (2) 個人情報保護に関する取扱い及び守秘義務に違反すること
- (3) サービス利用者や事業者の人権を侵害すること
- (4) 法令に違反すること
- (5) その他社会通念上不正な行為と認められる行為